

水質管理目標設定項目(26項目)の説明

項目	目標値	解説	区分
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	化学工場などの排水によって河川水などで検出されることがあります。アンチモンには、嘔吐、下痢、ときには死に至る作用があります。	無機物・ 重金属
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)	地殻存在度1.8ppm、ごく微量ではあるが岩石や海水中に広く分布しています。天然に存在する主要な放射性元素の一つです。ウランは、腎臓に蓄積し、ヒトと動物に腎臓障害を引き起こします。	
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	不溶性が多いので自然水中に存在することはまれです。水道では管材及びその他の材料の腐食による汚染があります。	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	主に塩化ビニルモノマーの原料で、その他殺虫剤、有機溶剤、金属の脱脂に使用されています。1,2-ジクロロエタンには、肝臓障害を起こす作用があります。	一般 有機物
8 トルエン	0.4mg/L 以下	石油成分の一つで、石油分留精製で得られます。アンチノック剤としてガソリンに添加されているので、自動車排ガス中に含まれます。トルエンには、頭痛、眠気、めまい、吐き気等を引き起こす可能性があります。	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	プラスチックに柔軟性を持たせる可塑性剤の中で多く使用される合成有機化合物のフタル酸エステルの一つです。農薬、化粧品、印刷インクなどに保留剤または溶剤として使用されています。	
10 亜塩素酸	0.6mg/L 以下	亜塩素酸は、消毒用次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の分解により物質するものです。	消毒副 生成物
12 二酸化塩素	0.6mg/L 以下	二酸化塩素は、消毒剤として二酸化塩素を使った場合に問題となるものです。当企業団では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、現在のところ検査をおこなっていません。	消毒剤
13 ジクロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	浄水処理過程で使われる消毒剤の塩素と水中の有機物質が反応して生成される物質です。	消毒副 生成物
14 抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	塩素処理の際に遊離塩素とフミン質、塩化シアンが反応してできる消毒副生成物です。抱水クロラールには、吐き気、嘔吐、ひどい呼吸低下等の作用があります。	
15 農薬類	1以下	農作物等を害する病害虫を防除する殺虫剤や除草剤などのことです。農薬は種類が多く、毒性などがそれぞれ異なるため、農薬101種類にそれぞれの目標値を設定し、総農薬方式という評価方法を採用しています。これは、ある農薬Aの測定値をAの目標値で割ったものを評価値として、102種類の評価値の合計が1以下という目標値を定めています。	農薬
16 残留塩素	1mg/L 以下	水中に塩素を注入することによって水中に残留した有効塩素をいい、次亜塩素酸などの遊離残留塩素とクロラミンのような結合残留塩素に区分されます。衛生上の措置として給水の残留塩素を遊離残留塩素として0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう規定しています。	臭気
17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上 100mg/L 以下	基準項目に同じ。	味
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	基準項目に同じ。	着色
19 遊離炭酸	20mg/L 以下	水中に溶解している二酸化炭素(CO2)のことです。遊離炭酸は空気中の二酸化炭素などが水中に溶解することに起因しています。地下水では有機物の分解などにより、一般に多く存在します。	味
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	ドライクリーニング溶剤、金属の脱脂洗浄剤、繊維のしみ抜き剤、接着剤・コーティング剤等で使用される。1,1,1-トリクロロエタンには、嘔吐、下痢、知覚麻痺、呼吸不全などを起こす作用があります。	臭気
21 メチルtertブチルエーテル	0.02mg/L 以下	MTBEと呼ばれ、ガソリンの添加剤として使われています。最近、地下水から一過的に高濃度で検出されることがあります。目標値は、味やにおいに影響を与えることを考慮して設定されています。	一般 有機物
22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費 量)	3mg/L 以下	水中に存在する有機物などによって消費される過マンガン酸カリウムの量のことで、第一鉄イオン、亜硫酸イオン、亜硝酸イオン、硫化物などの無機物も過マンガン酸カリウムを消費します。	味
23 臭気強度(TON)	3度以下	検水の臭気をほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、その希釈倍率によって示される臭気の強さのことです。TONともいいます。臭気に対する感受性は個人差があり、また、同一人でも測定時の状態で差異が生じるため、複数人数による試験が望ましいです。	臭気
24 蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L 以下	基準項目に同じ。	味
25 濁度	1度以下	基準項目に同じ。	基礎的 性状
26 pH値	7.5程度	基準項目に同じ。	基礎的 性状
27 ランゲリア指数(腐食性)	－1度程度以上とし 極力0に近づける	水の腐食性を示す指標です。	腐食
28 従属栄養細菌	2000個/ml	従属栄養細菌は、一般細菌が増殖しにくい低水温の水環境においても増殖できるため、有機汚濁指標として、また、配・給水系の衛生状態(塩素の消失や滞留)を捉える指標として評価します。	消毒の 効果
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	主な用途としてポリ塩化ビニリデンの製造に使用されます。工場廃水を通じて土壌および水中に混入されます。また、この物質はトリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンの分解生成物です。毒性はLD50(ラット、経口)200mg/kgで、反復曝露により肝腎障害を起こします。	一般 有機物
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	基準項目に同じ。	着色

※水質管理目標設定項目は、平成27年4月1日現在のもの